

八月一日午前七時四十分頃工場長 長谷川忠治(四〇)

工場事務員 熊倉勘三(二八)

日本橋木匠會社 霜永武太郎(四七)ノ三名サ工場ヲ出ラ
道路ヲ距ラタル工場主宅ニ入ラントセル際附近手議園本部
ヨリ監視中ノ十數名ノ圍負能出シ右三名ヲ擁シテ口論ノ結
果之ヲ殴打(輕傷)セルヲ以テ現場警戒中ノ所轄目黒署負
ニ於テ之ヲ制止シ首謀者ト認ムマキ山崎次外四名(何レモ
従業員)ヲ換等左署ニ於テ目下取調中

中今後ノ見透

以上ノ通リ勞資共態度頗フル程段ニシテ殊ニ工場主側ニ於
テ当分茅三者ノ調停斡旋ヲ卷ルル見込ナキヲ以テ相与要化
スルモノト認メ嚴重注視中

右及申(通)報候也

曠 頌 言

- 一 着校部員ノ着校取リ付ケ出浪ノ際ハ中食代並ニ出浪手当金三十元ヲ從業員
ニ支給セラレ度シ
- 二 賃銀ニ割値上ケセラレタリ
- 三 皆勤手当半月一日分ヲ支給セラレタリ
- 四 取立各自ノ積立金額ヲ公表セラレタリ
- 五 近取手当ヲ勤続一年ニ付キ一月ヲ支給セラレタリ
- 六 公傷ノ場合ハ健康保険給付金ノ外日給ノ全額ニ滿ソル見舞金ヲ支給セラレ
タリ
- 七 健康保険給付金ヲ一時会社ニテ立替エラレタリ
- 八 定時間ヲ十時間ニセラレタリ
- 九 当置ノ場合ハ時間ニ意シテ手当ヲ支給セラレタリ
- 十 製菓部從業員ハ材木運搬等ニハ俟用セサルコト
- 十一 兵役ニ付テ休業スル場合ハ日給全額ヲ支給セラレタリ
- 十二 添削調合ニハマスコ眼鏡ヲ支給セラレタリ
- 十三 年一回制服ヲ支給セラレタリ
- 十四 年一回定期昇給セラレタリ
- 十五 年一回給金支給セラレタリ
- 十六 年一回給金支給セラレタリ
- 十七 年一回給金支給セラレタリ
- 十八 年一回給金支給セラレタリ
- 十九 年一回給金支給セラレタリ
- 二十 年一回給金支給セラレタリ
- 二十一 年一回給金支給セラレタリ
- 二十二 年一回給金支給セラレタリ
- 二十三 年一回給金支給セラレタリ
- 二十四 年一回給金支給セラレタリ
- 二十五 年一回給金支給セラレタリ
- 二十六 年一回給金支給セラレタリ
- 二十七 年一回給金支給セラレタリ
- 二十八 年一回給金支給セラレタリ
- 二十九 年一回給金支給セラレタリ
- 三十 年一回給金支給セラレタリ
- 三十一 年一回給金支給セラレタリ
- 三十二 年一回給金支給セラレタリ
- 三十三 年一回給金支給セラレタリ
- 三十四 年一回給金支給セラレタリ
- 三十五 年一回給金支給セラレタリ
- 三十六 年一回給金支給セラレタリ
- 三十七 年一回給金支給セラレタリ
- 三十八 年一回給金支給セラレタリ
- 三十九 年一回給金支給セラレタリ
- 四十 年一回給金支給セラレタリ
- 四十一 年一回給金支給セラレタリ
- 四十二 年一回給金支給セラレタリ
- 四十三 年一回給金支給セラレタリ
- 四十四 年一回給金支給セラレタリ
- 四十五 年一回給金支給セラレタリ
- 四十六 年一回給金支給セラレタリ
- 四十七 年一回給金支給セラレタリ
- 四十八 年一回給金支給セラレタリ
- 四十九 年一回給金支給セラレタリ
- 五十 年一回給金支給セラレタリ